

誓約書兼同意書

西尾市空き店舗等活用事業補助金（以下「補助金」という。）の交付を申請するに当たり次のとおり誓約及び同意します。

（西尾市空き店舗等活用事業補助金交付要綱第4条第1項第2号に該当する商業団体等）

- ☐申請内容に虚偽や不正はありません。申請内容に虚偽や不正があった場合、交付要件を満たしていないことが判明した場合は、補助金の申請を取り下げます。また、補助金交付後に発覚した場合は補助金を返還します。
- ☐提出する書類の写しはすべて、原本と相違ありません。また、申請事項の確認のため必要添付書類以外に提出を求められた場合は、速やかに応じます。
- ☐空き店舗を飲食サービス業、小売業、その他商店街の集客や賑わいの創出に資するものと市長が認めた事業の店舗として利用する出店者に転貸又は賃貸します。
- ☐以下に該当する出店者に転貸又は賃貸は行いません。
 - ・西尾市商業協同組合に加入しない出店者
 - ・店舗への直接の来客を必要としない形態で営業を行う出店者
 - ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う出店者
 - ・宗教活動又は政治活動を目的として営業を行う出店者
 - ・短期間での出店を目的とする等、1年以内に営業を終了する出店者
 - ・出店に際し法律に基づく資格が必要な場合、出店までに当該資格を取得できない出店者
 - ・市の中心市街地活性化に係る事業（空き店舗等活用事業のPRや調査など）に協力しない出店者
- ☐暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員若しくは暴力団、又は暴力団員若しくは暴力団と密接な関係を有する者ではありません。又、市長が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、愛知県警察へ照会がなされることに同意します。
- ☐空き店舗等所有者又は当該所有者との関係が同一世帯又は生計を一にする者若しくは3親等以内の親族である者、当該所有者が役員に就任している法人等ではありません。当該所有者が法人等の場合は、当該法人等の役員に就任する者ではありません。
- ☐補助対象経費に対する国、県、本市以外の地方公共団体、公益法人等の補助金等又は本市の他の補助金等の交付を受けておらず、今後受ける見込みもありません。
- ☐申請書及び関係書類、誓約書の内容確認のために求められた資料を提出しない場合又は記載内容が虚偽であった場合は、補助金の全額を一括返還します。

令和 年 月 日

本店所在地

（個人の場合は自宅住所）

法人名

（個人の場合は屋号）

代表者名